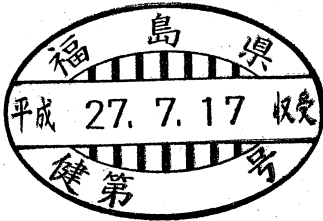




健発0717第2号
平成27年7月17日

各 { 都道府県知事
政令市市長
特別区区長 } 殿



厚生労働省健康局長
(公印省略)

理容師法及び美容師法の運用について

理容師法第1条の2第1項に規定する理容の行為及び美容師法第2条第1項に規定する美容の行為の範囲については、昭和53年12月5日環指第149号厚生省環境衛生局長通知に基づき運用してきたところであるが、近年における利用者の社会風俗の変化等に伴い、今後は下記により運用することとしたので、この旨十分御了知のうえ、貴管下営業者に対する指導等を行われたい。

なお、昭和53年12月5日環指第149号厚生省環境衛生局長通知は廃止する。

記

- 1 理容又は美容には、それぞれ理容師法第1条の2第1項又は美容師法第2条第1項に明示する行為のほかこれに準ずる行為が一定の範囲内で含まれるものであり、理容師又は美容師は、それぞれこれらの行為を業として行い得るものであること。
- 2 1の趣旨にもとづき、理容師又は美容師が行い得る範囲等については、次により取り扱うこととする。
 - (1) 理容師がパーマントウエーブを行うことは差し支えないこと。
 - (2) 美容師がカットィングを行うことは差し支えないこと。
 - (3) 染毛は、理容師法第1条の2第1項及び美容師法第2条第1項に明示する行為に準ずる行為であるので、理容師又は美容師でなければこれを業として行ってはならないこと。